

IV

愛媛県暴力団排除条例

IV-1 ◆条例の目的・基本理念

暴力団のいない安全で安心な愛媛を目指すために、これまでの「警察対暴力団」という力による排除から「社会対暴力団」という新たな構図の下、県民・事業者等の役割を定め、暴力団を社会全体から排除する仕組みを確立することを目的として制定されました。

条例は、愛媛県における暴力団排除のための基本的な姿勢・在り方を示しており、具体的には県、市町、県民及び事業者が、暴力団は県民生活や社会経済活動に不当な影響を与える存在であるという共通認識を持ったうえで、従来の暴力団排除活動のスローガンである

- **暴力団を恐れない**
- **暴力団に対して資金を提供しない**
- **暴力団を利用しない**

を堅持し、社会全体で暴力団を孤立させて、暴力団の排除に取り組んでいこうという姿勢を示したもので

IV-2 ◆県、県民、事業者の責務

県、市町、県民及び事業者が一体となり、社会全体で暴力団を排除していくには、県のみならず、県民及び事業者にも責務を課していく必要があります。

すなわち、

- ① 県民が自ら暴力団排除に取り組む
- ② 事業者は、その事業に関し暴力団との一切の関係を持たないようにする
- ③ 県民、事業者共に県が実施する暴力団排除活動に協力し、暴力団排除に役立つと思われる情報を県に提供する

ことで、暴力団を社会から孤立させ、社会全体で暴力団を排除していくことにつながります。

IV-3 ◆条例の主な内容

(1) 青少年の健全な育成を図るための措置

○ 青少年に対する指導等（第12条、第13条）

青少年（18歳未満）が

- ・ **暴力団の排除の重要性を認識する**
- ・ **暴力団に加入しない**
- ・ **暴力団による犯罪の被害を受けない**

ための指導又は啓発が

- ・ **学校**
- ・ **地域のコミュニティセンター**
- ・ **青少年が働く職場**

等において行われるよう、情報提供等必要な支援を行うこととしています。

○ 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第15条、第16条）

青少年の健全な育成に資する環境を整備するため

「学校（大学を除く）」、「幼稚園」、「専修学校」、「児童福祉施設」、「保育所」、「公民館」、「図書館」、「博物館」などの保護対象施設の敷地から200メートルの区域内に新規暴力団事務所の開設又は運営を禁止しています。

※違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



(2) 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等(第4章)

条例で禁止されている利益の供与とは、事業者がその事業に関し

- ・ **金銭や財産上の価値のある物品の譲渡、役務や施設の提供等受ける者にとって財産的な利益があるもの**

等を暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して供与することです。

- ① 暴力団の威力を利用する目的での利益の供与（第17条第1項第1号違反）

（例：店のトラブルに暴力団を利用する目的で利益を供与する。）

- ② 暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与（第17条第1項第2号違反）

（例：地元住民の反対運動の抑圧に暴力団を利用し、見返りに利益を供与する。）

- ③ 上記①②のほか、暴力団の活動、又は運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与（第2項違反）

（例：商取引で暴力団員に対して、不当な値引き等をする。）

- ④ 上記①②③のほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（第17条第3項）

（例：通常の値段だが、暴力団組長の出所祝いに宴会場を提供する。）

※①②③の違反をした場合は 事実の調査 → 勧告 → 公表



アウト

(3) 不動産の譲渡等に関する措置等(第6章)

- ① 不動産を譲渡又は貸付けようとするときは、暴力団事務所に使用されないよう

・契約の相手方に利用目的の確認

・契約書に暴力団事務所に使用しない、事前通知なしに契約解除、買い戻しができる等の暴
排条項を明記

するなどの遵守事項が設けられました。また、

- ② 自己が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所に供される事を知っての譲渡契約が
禁止

されました。

さらに、代理又は媒介をする事業者等は、不動産を譲渡等する者
に、先の遵守事項の助言や暴力団事務所に使用されないよう必要な
措置を講じるとともに、暴力団事務所となることを知って不動産譲
渡等の代理又は媒介をしてはいけません。

※②の違反をした場合は 事実の調査 → 勧告 → 公表



(4) 祭礼等からの暴力団の排除等(第8章)

- 祭り、花火大会、イベント等の行事から暴力団を排除するため、主催者などの関係者は
暴力団員を利用したり、運営や運行に参加させたりすることなどが禁止されています。

- ・ **暴力団員をみこしや太鼓台等のかき夫として参加させたり、露店を出させる行為**
- ・ **祭礼のポスター、カレンダーの販売に暴力団を関与させる行為**
- ・ **イベント等における暴力団によるチケットの販売行為**

などが禁止されます。

※違反した場合には、事実の調査→勧告→公表



V 暴力団に対する対応要領

v-1 ◆ 基本的な心構え（暴力団追放3ない運動+1）^{ワン}

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的心構えとしてください。

1. 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかつた」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的 requirement 行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

2. 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

3. 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れことが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

4. 暴力団と交際しない

暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。暴力団が主催する行事等に参加したり、親しく交際することは、「暴力団の活動を助長」する密接な関係とみなされます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。



暴力団に関する相談

怖い、めんどくさい、関わりたくない……

プロの知識で解決！

★民暴弁護士等相談★

日時：毎月第2木曜日

場所：愛媛県暴力追放推進センター



令和6年度相談日

令和6年

- 6月13日（木）
- 7月11日（木）
- 8月8日（木）
- 9月12日（木）
- 10月10日（木）
- 11月14日（木）
- 12月12日（木）

令和7年

- 1月9日（木）
- 2月13日（木）
- 3月13日（木）

暴力団に関するご相談・連絡先

愛媛県暴力追放推進センター 松山市若草町7-1 県警第二庁舎2階

TEL: 暴力追放相談電話089-932-8930（月曜日～金曜日 8時30分～17時15分）

メール: tsuiho893@circus.ocn.ne.jp LINE



（メールやLINEでの相談も受付けています）